

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷八十第

行發日一月二年三十正大

論叢

- 地租の轉嫁……………法學博士 神戸 正雄
- 政治現象の本質……………法學士 恒藤 恭
- 海運の獨占より生ずる弊害……………法學士 小島昌太郎
- 世界經濟の意義……………法學士 作田 莊一
- 鎌倉時代の土地制度……………文學博士 三浦 周行

時論

- 爲替の大變調と對策……………法學博士 神戸 正雄

說苑

- 名目派の貨幣論と貨幣の本質……………經濟學士 中西 仁三
- 一子相續制度に就いて……………經濟學士 八木芳之助

雜錄

- マルクス說に於ける資本の起源……………法學博士 河上 肇
- 東西金利市場の相違に就て……………經濟學士 谷口 吉彦

經濟論叢

第十八卷 第二號

(通卷第百四號)

大正十三年二月發行

論叢

地租の轉嫁

神戸 正雄

緒言(本研究の目的)

第一段 地租不轉嫁の場合(一)税法の期待(二)實際不轉嫁の場合(A)自給經濟の下に於て(B)交並經濟の下に於て(イ)轉嫁の意思及努力を生ずる場合(ウ)行動の自由を拘束さるゝ場合は、一部失敗の場合(ニ)轉嫁條件の不備の場合

第二段 地租轉嫁の場合(一)他の人格者に轉嫁さるゝ場合(A)土地産物の消費者に轉嫁する場合(B)小作人借地人借屋人に轉嫁する場合(C)一般貨物の消費者に轉嫁する場合(D)一般營業者特に奢侈的勤務及物品の營業者に轉嫁する場合(E)勞働者に轉嫁する場合(二)非人格者に移さるゝ場合(A)排轉の場合(イ)土地所有者にて(ウ)他の小作人營業者等にて(B)事實上の排轉の場合(C)租稅消却物上負擔又は租稅不利の逆還元の場合

結論(全文の要旨)

緒言

論叢 地租の轉嫁

第十八卷 (第二號)

一

三九五

財政が國家及國民生活の支持者であり、そして租税が現代財政の大礎石とせらるゝに於て、租税は我等の國家及國民生活の爲めの重要成分でなければならぬ。而かも其租税は國民的道義の表現であり、人々が此道義的自覺に於て之を納め又擔ふべきものであり、此が制定には道義的又は公正原則に重きを置かるゝ所であるといふに於て、租税は吾人の生活に於て重大使命を持つものでなければならぬ。然らば實際の租税が果して克く此本來の使命を果たしつゝあるかといふと、實の處、此が却々甘く往かずして、理想に反し期待に背くことが少くない。此税が先づ既に租税立法上、不公正に仕組まるゝことの傾きをもつこと、並に其行政上納税上に遁脱を伴ひ、此にも不公正を見ることは嘗ても説いた所だが、尙其上にも經濟市場に於ける力の關係から(註一)所謂轉嫁が行はれて、擔ふべく期待された人が之を擔はないで、思ひがけなき人の擔ふことゝもなつて不公正を齎らすことになる。人間界の事物に完全なるもの無しといふ大なる真理の一適用として諦めてしまへば簡單だが、出來得るだけの完全を計るべき使命をもつた政治としては之を不問に附せず、良く其内容を詮議し、之を矯正すべき出來るだけの處置を採らなくてはならぬ(註二)。是れ茲に上記の諸元素中、特に未だ私が是迄、多くを解説しなかつた轉嫁を捉へ來つて論議せんとする所以であり、そして其についても一般共通の理義に入る前に一應、重なる若干税についての説明を爲すのが、むしろ問題を了解するに便宜と考へて、特殊税に於ける之が解説を試むる。其

1) Eheberg, Fw. 18 und 19 Aufl. S. 213. Heckel, Fw. I. S. 173.

各箇の税の中に就いては又、夙に轉嫁せずとの見解もあり(註三)、且つ多様な表現を爲す可能もあつて最興味深き地租を先づ選んで解説して見やうと思ふ。

(註二) 諸多の學者は之を説明するに力の問題といふことを以てして居る。例之、コンラードも、轉嫁は一の力の問題だとして、エーベルヒも、轉嫁問題は第一位に力の問題で、各人は他人に税を移すべき可能をもつときに之を爲さんとするものだといひ、テアハルレは、租税義務者から他人への租税轉嫁が行はるか否かは、根本的には國家的力の問題ではなくて、經濟上の力の問題だといひ、ダルトンは、二の區塊(入)が、彼等自身の損失を最小ならしめやうとして、其目的を實行する其相對的の能力が結果を決定するといふ。²⁾

(註三) コンラードは之につき、租税政策は一定の場合に計畫されたる轉嫁を出来るだけ減少するの任務をもつて注意して居る。³⁾

(註四) ワルカー、匿名政治家等、地租の不轉嫁を説くことは嘗ても示す所の如くであるが、ベラフェルデスは、収益税にては轉嫁の機會少しと爲し、ニツチは、地租を課せらるゝ地主が其負擔を小作人又は消費者に移すことは頗る難い。之を移し得るは單に特別の場合のみだといふて居る。⁴⁾

第一段 地租不轉嫁の場合

(一) 税法の期待——地租にも種々の形があり、隨ふて其轉嫁關係も一樣ではないが、併し兎も角、普通の地租は各地片に就き、其收益を見て、其所有者から徴收することを特色と爲す。特に近代の租税體系では、家屋税や營業税などと相並んで一の収益税として所得税を補完するものとせら

2) Conrad, Ew. 9 Aufl. S. 20. Eheberg, a. a. O. S. 215. Terhalle, Steuerlast und Steuerkraft. S. 42-3. Dalton, Public finance. p. 53.
3) Conrad, ebenda. S. 21.
4) 拙著、租税研究一卷、198. Béla Földes, Fw. S. 313. Nitti, Principes. p. 428.

る。然るときは此が轉嫁せられずして、むしろ其義務者たり又普通其納稅者たる土地所有者にて直接負擔せらるゝのが法律の期待であり(註四)、即ち土地所有者が之を其土地から生ずる有無形の收益にて擔ふに於て、始めて長く其租稅體系中の地位に相應したる使命を果たすと認むべきである。併し實際には負擔の轉嫁が行はれて居り、納稅義務者から他の人に負擔を移すことがあり得る。交通經濟の時世では、他人に對する關係から、自己の他人に對する相對的勢力の優越を利用して、自己の擔ひたるものを他人に移すを得、又實行する所であり、地租と雖も、此數に漏れず、土地所有者から之を他人に移し又は少くとも其の自ら負擔せざることとなる所である。

(註四) シエフレールは、之につき、租稅權力は其(收益稅)の不轉嫁を通例前提するが、併し此前提は往々にして當らぬといふて居る。⁵⁾

(二) 實際不轉嫁の場合——

(A) 自給經濟の下に於て——斯くて地租は假令全然でなくとも、多少は轉嫁を免れす少くも土地所有者自らの負擔とならぬことある所であるが、其の全く轉嫁の行はれぬことがないとはいへない。其明確な場合は交通經濟が行はれずして自給自足經濟の行はるゝ場合の地租である(註五)。此場合でも其地租が所有者を刺戟して勤勉努力を爲さしめ、其爲め土地收益を増加して、此増加したる收益にて能く地租を擔はしめ、隨ふて廣義の轉嫁の一種たる排轉の行はるといひ得べきこと

5) Schäffle, Stenern, A. T. S. 320.

はあるが、其他の普通の轉嫁即ち或他の箇人、人格者への負擔の轉嫁といふことは起らぬ。此場合の地租は凡べて所有者自らが擔ふ外はない。併し斯かる自給經濟は今日にてはむしろ例外で、其行はるゝ範圍は極めて狭い。又地租にては轉嫁が希望すべきでなく、自給經濟では轉嫁が起らぬからといふて、一般經濟を自給經濟の昔に逆轉せしむべきものでもない。兎に角不轉嫁の此場合は今日では例外である。併し今日とて全くなしといふのではなく、農業にては自給自足が可なりある。其だけにては尙ほ之を見る。又此に自給自足といふのは、自己所有の土地に就き、自己に必要な物を生産し消費すといふのであり、他人の土地を借り此にて自己の必要とする物を自ら作り自ら給するといふのは、完全な自給經濟でなく、此では他人の土地を借入れ、此他人に向つて借料を拂ふだけにては一部交通經濟が行はれて居る。其他人との交渉をもつだけにて轉嫁の可能が生ずるものと見なければならぬ。

(註五) ロッシアは、各家計が其全需要品を自ら生産し、且つ國家及地方團體の電が單に自然物及勤務に存した所の純自然經濟の時代には、租稅轉嫁の普通のものとは殆んど可能でないといふて居る。⁶⁾

(B) 交通經濟の下に於て——交通經濟であれば地租に轉嫁の行はるゝ可能はあるが、其れでも其行はるゝのには、い之を行ふべき者に其負擔について經濟上の打撃を感じ、之を他人に移さんとし又は少くとも自ら負擔せざらんが爲めの或努力を伴ふを要し、其の現はれざる處では又は現は

6) Roscher, Fw. 5 Aufl. I. S. 196.

れざるだけでは轉嫁も亦行はれない。例之、税だけ地代や農産物價格を引上げ得るに拘らず、之に氣付かず、假令氣付くも之を爲すだけの努力を爲さずといふこともある。或は之を爲さんとしても失敗すべきを豫想して敢て試みぬといふこともある。(ろ) 轉嫁は又經濟上の理性を持つ者が、理性の命する儘に自由に他人と交渉するに於て行はれ、之につき何等かの拘束を受けて居る場合の如きには行はれない。例之、地代を慣例又は法令に従ひ又は契約に従ふて一定又は不定の永の間、舊來の儘維持し、税を課せられても其だけ地代を引上げることがせぬといふことがある(註六)。或は相手との特別關係の如きを尊重して税だけ地代を上げることが遠慮するといふこともある。(は) 或は税につき打撃を感じ、別段之を他人に移すにつきての自由を拘束するものもなくして、敢て轉嫁を試みたとして、一般には此が成功したに拘らず、特定の當事者の特に拙劣なる仕方又は特に不利なる事情の爲めに之に於て失敗することもある(註七)。(に) 更らに後にいふが如き轉嫁に有利なる何等の條件も備はらぬ場合には、全く不轉嫁といふこともあるのは勿論である。何れにせよ地租にて不轉嫁の場合がある。間接税の如く、初めより納税義務者に轉嫁を期待し努力せしむるとは異り、直接税たる地租では、轉嫁に特に有利なる事情がなく、或は轉嫁を拘束するものがあり、或は之を利用するの意思と行動とを伴はぬ以上は、墮勢に依つて、納税義務者たる土地所有者の直接負擔となる(註八)。地租に於ける不轉嫁は可なり多く起るものといふて良い。

(註六) ラウは、其所得の確定した租稅義務者は税を他人に轉嫁すること全く不可能であり、此事は契約期間中、小作に附し又は賃貸したる物體の所有にも當るまいひ、ペラフェルデスも、契約によりて多少長い時の間、其所得の確定する者、土地の小作よりの所得、家屋の賃貸……等も轉嫁する能はずといふ。⁷⁾

(註七) ホツクは、或生産者が其不利なる地位、不完全なる機械、高き資本、人的拙劣等の爲めに其競争者よりも高き生産費にて生産し、又は安く賣却するときには、轉嫁が部分的に中止すといふことを注意す。⁸⁾

(註八) コンラードは、墮勢の法則によつて負擔は先づ此が最初に課せられたる處に止まるまいひ、ダルトンも、各の税は暫らくは其課せられたる處に執着することに傾くといふ。⁹⁾

第二段 地租轉嫁の場合

地租は法律としても不轉嫁を期待し、事實としても今日の經濟社會にて可なり不轉嫁にて擔はるゝことあるは上にいふ如くであるが、併し其の轉嫁せられ、又は少くとも義務者にて擔はれざることなる場合は少くない。

(一) 他の人格者に轉嫁さるゝ場合

(A) 土地産物の消費者に轉嫁する場合 元來、土地産物の價格は純理論からいへば耕作限界地即ち無地代地に於ける土地産物の生産費と一致し、無地代地とは土地固有の收益なく隨ふて地租の課せられざる筈の土地であるから、地租の増減の爲めに土地産物の價格が騰落せず、隨ふて地租は土地産物の消費者に轉嫁せらるゝこと無しともいはるゝ所だが、¹⁰⁾ 此の如きは實は農業地のみ

7) Rau, Fw. 5 Aufl. I. S. 474. Béla Földes, a. a. O. S. 312.

8) Hock, Die öffentlichen Abgaben und Schulden. S. 94.

9) Conrad, a. a. O. S. 22. Dalton, l. c. p. 53.

10) Roscher, a. a. O. S. 201.

にいふべく、商工住居地に當らぬのみならず、農業地といへども、實際地代は此の如き純地代でなく、勞資の報酬の分子も含まれ、土地の需要供給の關係にて動くべきものであり、地主にては、地租の増課あるに於て、之に刺戟せられて、彼にして理性をもつ以上は、其れだけを地代の引上により補償せんと努むるものであり、全く之を果たし得るとは限らぬにせよ、或度までは之を果たし得る所でもある(註九)。或は地代は税を離れて定まり、土地は税の加はりたる爲めに其使用價値を増さぬから、地代を其爲めに引上ぐることは能はずといふものもあるが(註一〇)、税の加はる爲めに土地所有者の借地者に對する態度を強硬にすることになるのは争ふを得ぬ。随ふて多少とも地代を上げることに向ひ得る。或は地主が土地の供給を制限し能はぬ。随ふて地代を引上ぐる能はず(註一一)ともいふが、此も或度まで制限し得るといふが正しい。尤も現在の地代が其土地より取り得べき最高限度のものなる場合には、其上の引上は税が課せられたからといふて出来ないであらう(註一二)。斯くて地主が税に刺戟せられて地代を引上げやうと努力したときに、其小作人借地人が之に應ずるや否や、如何なる度に於て應ずるやは、彼等の地主に對する對抗力の強弱にかゝる所である。其は社會的政治的原因によりても定まるが、經濟上の地位からも來り、其經濟上の地位に於けるものにして其が土地生産に關するだけでは、借地人小作人の一般經濟状態といふこともあるが、特に其地代の引上げられんとするだけ、自作農たる人々との共力に於て、土地産

物の價格の上に轉嫁し得るや否やに係ることとなる。そして其土地產物の價格を引上げ得るや否やは、需要者側の事情(註一三)、即ち其產物の必要の度合、代用品の有無、經濟界の好況と否、其國民の大體に於ける富裕の度合などにもかゝり、更らに供給者側の事情(註一四)、即ち供給を制限し得るが如き其產業の技術的經濟的事情の如何、其人的事情(詳しくいへば生産者に有利なる時まで辛捧し得る經濟力の有無大小、他に轉嫁するの能力の有無大小)外國競争の有無などにかゝる。そして土地產物の性質が概して必要度強きだけ轉嫁の可能大なりとはいふを得るけれども(註一五)、農民が大體無方で、有利なときまで生産の手續を中止するだけの餘裕なく(註一六)、他に轉嫁することも能力の上から多くのものには六つかしく(註一七)、そして技術上にも固定資本に依ること割合に多くして轉業に困難といふ傾があり(註一八)、さりとて群小多數の農民の一致團結して消費者商人などに當るといふ經濟組織も出來難く(註一九)、其れは更らに外國よりの競争品の入り來つて供給制限を妨害するといふこともある(註二〇)。此等は或度までは打破ることは出來るが、全然打破ることは太だ容易でなく、全體上からいふて轉嫁困難の事情多く、隨ふて產物消費者への轉嫁可能が大也とはいへない(註二一)。併しさうかといふて此產物の供給制限の困難を高調して、消費者へ轉嫁不可能を説くには及ばぬ。それから土地產物の價格の引上によつて消費者に轉嫁さるゝことの出來ただけでは、勞働者の賃金の引上を生じて、其だけ其地主又は小作人たる

土地耕作者の負擔にまで反撥し來るといふこともあり得る(註二二)。尤も更らに此反撥が困難な事ではある(註二三)。何れにせよ小作又は借地人たる農業者と自作農業者と相待つて、地租を土地產物消費者に轉嫁せんと試みる所ではあり、そして其一部は目的を達し得る所でもある(註二四)。

(註九) コンラードは、直接課税された所の土地所有者が、其有利な事情に際しては、需要者の大なる數が存する場合には、其負擔を小作人に轉嫁するを得といふて居る。¹¹⁾

(註一〇) ファイルブラウンは、地代即ち土地が其使用の爲めに値するものは租税によつて決せられないで其需要によりて決せらる。一層多くの税を土地の上に置くことは、之をして一層多くの使用價值を持たしめぬであらう。其小作の爲めの競争者によつて之が爲めの願望を増加しないであらう。其市價を増加しないであらうといふて居る。¹²⁾

(註一一) ロビンソンは、地代の上の税は土地の供給に影響せぬ。經濟的地代の上の税は地主に止まるを爲し、ダルトンは、人口密なる地域に於ける土地の供給は絶対に非屈伸的のものを見るを得といふて居る。¹³⁾

(註一二) ダルトンは曰ふて居る、改良を別として土地の價格の上の負擔の歸着が全く地主に歸すとの説は、地主が自ら其土地から得られ得る最高の地代を既に有つことを假定する。彼がさうして居なかつた處では、新税の賦課又は現在税の引上の結果の一は、彼をして其地代を注視せしめ、之が弛みを引締めしむることとなるであらう。此場合には負擔歸着の一部は占有者の上にあるであらう。¹⁴⁾

(註一三) ダルトンは、他の事情同一を假定して、租税物體への需要が一層屈伸力を有てば有つほど、租税負擔の歸着は一層多く賣手にあるであらふといひ、ロッシアアも、税の結果、需要減少によりて、課税された物品の價格を壓迫することが買手に成功したるときには後轉が生じ得るといふて居る。¹⁵⁾(此場合の後轉は賣手の負擔に歸すのである)

(註一四) ダルトンは、他の事情同一として、租税物體の供給が一層の屈伸力を有てば有つほど、租税負擔の歸着が一層多く

11) Conrad, a. a. O. S. 21-22.

12) Filleblown, The A B C of taxation. p. 31. 32.

13) Robinson, Public finance. p. 90. Dalton, l. c. p. 54.

14) Dalton, l. c. p. 61.

15) Dalton, l. c. p. 53. Roscher, a. a. O. S. 197.

買手の上にあるであらうといひ、ロビンソンは、或税が或必要なる經濟的勤務又は商品の供給を減少することゝなれば、此が生産者よりして轉嫁さるるのを例とするを爲す。¹⁶⁾

(註一五) ベラフェルデスは、不要品にては、轉嫁が必要品に於けるよりも一層困難で、代用され得るものでは然らざるものよりも困難であるを爲し、ヘツケルも亦、消費者が課税品の消費又は使用を斷念し又は消費を少くとも制限し得るときには彼は生活必需品に於けるよりも一層多く前轉に抵抗するを得る。彼が補充品又は代用品を利用し得るとき亦同じといひ、ホツクは、必要なる生活必需品税は通例、租稅義務者の産物及勤務の價格に於て他の人に轉嫁せらるるを爲し、ホブソンも、絕對必要といはるる物の場合にのみ、税が價格の十分相當なる上騰にて表はれなくてはならぬを爲し、ダルトンも、必需品の上の税は、奢侈品の上の同額の税よりも一層大なる度にて其價格を上ばすであらふといふ。¹⁷⁾

(註一六) ヘツケルは、經濟上強き企業者は弱き經濟者よりも一層容易に前轉し得るを爲し、ロビンソンは、資本家は生産を再開するに適當な時まで待つことを得る。満足な調整の行はるるまで、或は非産業的投資(公債の如き)に向ひ、又は國外投資に向ひて、産業に關しては資本供給を減少することが出来るといふ。¹⁸⁾

(註一七) ロツシアアは、課税される生産物の買手への税の前轉は、唯だ生産者が他の負擔少き生産分科へ逃るることの可能なる場合のみに生ずるといふ。¹⁹⁾

(註一八) ヲグナーは、流動資本にて生産する企業が前轉に有利で、特に國定資本を以て生産する企業は不利なる地位にあるを爲し、ヘツケルは、主として流動資本にて生産する經濟經營が前轉に特に適當し、企業が特に一層大なる固定資本に依るものでは然らずといひ、ダルトンは、多費なる設備及一層多く固定した資本の方便により生産さるる商品の場合には、供給の屈伸力は、税が彼等に課せられたる後、長き時の間、小さいもので止ると爲し、ベラフェルデスは、不動資本に於てよりは動的資本に於て租稅轉嫁が一層容易に行はるるを爲し、ニツも、資本が可動なれば可動なるほど一層多く税を逃るることに傾くと爲す。²⁰⁾

16) Dalton, l. c. p. 52. Robinson, l. c. p. 90.
17) Bela Földes, a. a. O. S. 314. Heckel, a. a. O. S. 175. Hock, a. a. O. S. 94. Hobson, Taxation in the new state. p. 53-4. Dalton, l. c. p. 53.
18) Heckel, a. a. O. S. 175. Robinson, l. c. p. 86.
19) Roscher, a. a. O. S. 197.
20) Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 353. Heckel, a. a. O. S. 175. Dalton, l. c. p. 54. Bela Földes, a. a. O. S. 314. Nitti, l. c. p. 393.

(註一九) ヲグナーは、前轉は、生産者の間に生産及供給の調整につき共同の同種行動を採る難易にかかると云ふ。農業では財産及經營關係の通例の事情では、殆んど之につきいはるゝこと能はずと爲し、ラウも、土地産物の價格は、税の爲めに買手の負擔にまで高められない。何となれば之が爲めには一層少く生産に依る所の供給の減少が必要であるのに、土地所有者が之に決心しないから。二三のものが土地の開発を制限することに傾くとも、凡べての者の同一行動が行はれず、且つ既に外國よりの輸入の容易が此の如き試を妨ぐてであらうといひ、ヘツケルは、前轉は、共同行動により價格成形に影響することが生産者に達するときに主として進めらるを得と爲し、メラフェルデスも、市場が協定によりて影響され得ることの大なれば大なるほど、轉嫁が一層容易に行はるといふ。²¹⁾

(註二〇) ニツチは、産物の需要が供給を越ゆる場合競争の存しない場合には、地主が容易に税を消費者に移すを得ると爲しメラフェルデスも、競争によつて増加し得べき物では他の物に於けるよりも轉嫁一層困難なりといひ、ホツクも、販路が既に有利たる競争者の供給にて充たさるゝときには、轉嫁が部分的に中止すといひ、グルンツェルは、地租は農産物の價格の上に轉嫁されない。何となれば此が世界市場によりて定めらるゝからといひ、コンラードは、地租は獨逸の事情では土地所有者の負擔として止まる。其故は土地所有者が、世界市場に現はるゝ通例の土地産物の價格決定に何等の影響を有たぬからと爲す。²²⁾

(註二一) ヲグナーは、農業地租が産物價格の騰貴によりて消費者に前轉せられ得ることは唯全く例外のみといふて居る。他の處では農業地租には轉嫁殆んど行はれずともいふ。²³⁾

(註二二) ロツツは、價格引上は結果として、雇主又は納税者の負擔にまで、賃金の引上及給料の引上を生じ得ると爲し、グルンツェルも、消費者は時として自ら税を逃るゝことが出来る。例之、労働者が生計費の騰貴に考慮して賃金の引上を行ふことに依るが如しといふ。ヘーベルヒも、生計減縮の心配が遺税へと同様に、轉嫁の努力に導くを爲し、シエフレトも、最低の最普通なる賃労働にさりては終局、租税平準が現はれなければならぬ。彼等にさり又彼等にさりてのみ租税債務が最必要

- 21) Wagner, a. a. O. S. 353-4. Rau, a. a. O. II. S. 11. Heckel, a. a. O. S. 175. Bela Földes, a. a. O. S. 314.
 22) Nitti, l. c. p. 428. Bela Földes, a. a. O. S. 314. Hock, a. a. O. S. 94. Gruntzel, Fw. S. 35. Conrad, a. a. O. S. 21.
 23) Wagner, a. a. O. S. 355. 365.

なる生計費の一元素として終局行はるゝであらうといひ、ラウも、賃労働者は其所得に比し過大で其必要なる生計を狭めんとする税の爲めに、高められたる賃金に依つて賠償されなくてはならぬ。何となれば、然らざれば移民、死亡率の増加等が労働の供給を減少することとなるからといふ。²⁴⁾

(註三) ロビンソンは、賃金率の低下は、労働組合の活動による労働の組織的退却に導くことがあるであらう。併し労働者の地位は、彼等が従事すべき他の道をも有たぬ爲めに、市場の成長するまで労働の供給を一時調整することの出来ないといふ事實によつて弱めらるゝといふ。²⁵⁾

(註四) ヘッケルは、収益税特に物税は課税せらるゝ營利設備にて生産する産物の價格に轉嫁さるゝを得と爲し、ケルンツェルも、収益税と消費税とは一般に消費を以て抑せしむと斷じ、ホツクは地租は大部分消費者に轉嫁せらるゝまでいふて居る。²⁶⁾

(B) 小作人借地人借屋人に轉嫁する場合——地租が小作人借地人に轉嫁することあり得るは上にいふ如くであるが、借家人へ轉嫁し得ること亦た、土地産物の消費者の轉嫁と類似して居る。勿論此にても契約又は慣例法令などにより一定期間動かし得ぬこともあり得るし、情誼其他の關係から動かさぬこともあらうし、或は市場の狀況の之を動かし得ることに氣付かず又之に氣付くも動かさんとの努力を爲さざることもある。けれども近時の如く大體、情誼の薄らぎ、そして都市に於ける住屋缺乏の甚しい時に、そして特に物價の騰貴しつゝ、あり好景氣の續く場合に於ては、法令の拘束なきだけにては遠慮なく屋賃引上を行ふて、地租の轉嫁を行はうといふことになる(註三五)。農産物の如きには今日の時世、外國よりの供給もあつて、價格の騰貴を牽制するが、借屋に至つては外部より其都市に持來つて競争することの困難なだけ、屋賃引上による轉嫁の可能

24) Lotz, Fw. S. 221. Gruntzel, a. a. O. S. 33. Eheberg, a. a. O. S. 215. Schäffle, a. a. O. S. 325. Rau, a. a. O. I. S. 413.
25) Robinson 1. c. p. 86.
26) Heckel, a. a. O. S. 177. Gruntzel, a. a. O. S. 36-7. Hock, a. a. O. S. 101.

が大い。特に一方、借屋人にとりては之を借ることを避けることが出來ず、他方、貸屋主にては概して資力大に、意に満たなければ空屋にして供給制限を行ふことも出來る。尤も無限に轉嫁の出來るものではない。あまり屋賃が高くなり過ぐれば其都市の發達を妨げ、往住者を増加し再び屋賃を引下げざるべからざることゝもなる。地方税としての地租は此點からして轉嫁一層難く、國税として全國に亘る地租は之と比して其轉嫁一層容易といふことになる。兎に角、農産物の消費者への轉嫁と比較しては大體、借屋人への轉嫁の可能は一層大いといつて良い。

(註三五) ヨンランドは、都市の地主及屋主が、新に課せられたる税を其借手より拂はしめ得るか否かも一の力の問題で、彼は此につき人口の急速なる増加及住居缺乏に際しては勢力をもつてあらう。之に反し多くの家が空屋の場合には然らずといふて居る。²⁷⁾

(C) 一般貨物の消費者に轉嫁する場合——斯の如くにして地租が借地人借屋人に轉嫁さるゝ可能あるだけでは、そして彼等が此土地家屋に於て商工業を営むだけでは、其轉嫁されたるものを、其營業に於ける商品の價格の中に込めて、或は其商品の品質の低下分量の減少に匿して、²⁸⁾消費者に轉嫁せんとすることゝなる。地主たる營業者亦た其負ふ所の地租を出來るだけ消費者に移さうとする。つまり一般物價の騰貴にも影響することゝなる。併し其がすべて轉嫁し盡さるゝとは限らぬ。又た常に起り得るとは尙更らにいへない。けれども物價騰貴の大勢にある場合の如きには容易に全部轉嫁し得る。尤も爲めに消費者の反抗に出會ふて、押返へさるゝことともなり得る。

27) Conrad, a. a. O. S. 22.

28) Lotz, a. a. O. S. 221.

(D) 一般營業者特に奢侈的勤務及物品の營業者に轉嫁する場合——斯くして地租が物の消費者、小作人借地人借屋人に轉嫁さるゝ場合は勿論のこと、土地所有者に止まる場合でも、其負擔の増した以上は、彼等の支出又は消費を出来るだけ制することに促し(註二六)、生産營利の方面にては、例之、原料即成品、資金等の供給者に對し此迄よりも安き代價を提供することに努めしめ(註二七)、家計の方面にても種々の需要品特に奢侈的の物及勤務の消費を節せしむることとなつて(註二八)、此等は特に奢侈營業者、或度まで必要品營業者をも不利とすることになる。尤も經濟界の好況にある場合には、此等の營業者は、斯かる消費節約及低價申出による轉嫁を受くる可能少きのみでなく、假令多少之を受けても、増加すべき需要によつて優に償はれることが出来る。低價申出の如きは、營業者に團結力強きか其他彼等に抵抗力の強き場合にも或度まで反撥し得る。兎も角、一般營業者特に奢侈營業者が自己と縁遠き地租の轉嫁をも受くる可能の存することは見逃してはならぬ。

(註二六) 此はテアヘルレが一般税につき注意する所だが、此處にも適用し得る。²⁹⁾

(註二七) ホツクは、課税せらるゝ物の生産者にては、税の轉嫁の爲めに、此税を其生産物の原料及助成品の賣手に、此迄支拂はれたる價格の引下によりて轉嫁すべき試みがあるを爲し、ダルトンは、或商品の賣手又は買手に課せらる税の負擔歸者は一部は、此等の賣手又は買手の上でなくして、此が生産の爲めに必要なる或他の商品の賣手に歸すべしといふ。³⁰⁾

(註二八) ベラフェルデスは、或他の場合には税が節約によつて平準され得るを爲し、ロツツは、租税負擔は實際、納税者に止

29) Terhalle, a. a. O. S. 46.

30) Hock, a. a. O. S. 96-7. Dalton, l. c. p. 54.

まることを得る。併し各箇の必要ならざる財及勤務への需要が、其從來よりの需要者の租税負擔の増加の爲めに制限せらるゝといふ更なる影響を有し得るといふ。³¹⁾

(E) 労働者に轉嫁する場合——今一つ轉嫁可能は、地租を擔つた土地所有者又は之を移されたる農業者營業者が其れだけ或度まで使用人の解雇、賃金の引下によつて其使用人たる労働者に移すことを得ることである(註二九)。尤も下級労働者の如く最小の生活資料を得るに止まる の、如き之を反撥する可能が強い。其上の壓迫を受くることには彼等の堪へられぬ所だからである(註三〇)。特に他方、彼等が土地産物の消費者としての負擔を受くるに於て尙更らである。

(註二九) テアハルレが一般税について之を指摘して居るが、ホツクは、課税されたる物の生産者において、此税を其徒弟及労働者に對し、此迄拂つた賃金の減少によつて轉嫁すべき試があるを爲し、別の處にて、高き税が企業者をして其労働者の賃金を短縮せしむることに餘儀なくすべしといふて居る。メラフェルテスは、(負擔を受けた)商人などは補者たる使用人を節するを得、照明費等にて節するを得ることを指摘して居る。³²⁾

(註三〇) 前註二二參照。

(二) 非人格者に移さるゝ場合

(A) 排轉の場合——地租が課せられ又は増徴さるゝこととなるに於て、其物件たる土地が他人に貸付されたる場合には、此税が土地所有者にて自ら擔はるゝか、其が小作人借地人借屋人に轉嫁さるゝか又は所有者小作人借地人借屋人から更に消費者營業者労働者に轉嫁さるゝこととなる

31) Bela Földes, a. a. O. S. 313. Lotz, a. a. O. S. 221.

32) Terhalle, a. a. O. S. 46. Hock, a. a. O. S. 96—7, 115. Bela Földes, a. a. O. S. 314.

が、(i) 其の土地が所有者の處で直接利用さるゝ場合に、彼が此課税又は増税の刺戟により一層長く之を利用するの努力を爲して、此負擔を排消し盡し、別に消費者に轉嫁もせず、所有者自身の土地經濟上に負擔を加ふることもなくして済まし得る。固より此の如きことには決して多きを期してはならぬが、全く其の起らぬとはいへないし、假令地租の全部でなくとも其一部は之によりて排消し得られることを想像し得る。尤も此排轉の行はるゝ場合にも、此が費用の節約による場合には相手の労働者、營業者の負擔となり。即ち前記の(一)の(D)Eの結果を生ずるを免れぬし、更に此排轉が凡べての農業者に行はれずして一部の者にのみ行はれた場合の如きには、他部の者が爲めに競争上不利を受くることゝもなる(註三二)。(ろ)其れから一旦地租が所有者から他の人々即ち小作人營業者等に轉嫁された後に、此等の者共に於ける經營上の努力によりて此負擔を排消し去ることも出来る(註三二)。

(註三二) シェフラーが此を注意して居る。曰く、排轉が時として不良の結果を生ずる。租税方の唯一部、特に大經營の一部のもののみ排轉が成功するときには、其國民經濟上の利益が打消さるゝことになる。此場合には競争する所の弱き納税者は競争に於て壓迫せられ、且つ破壊せらるゝこと。³³⁾

(註三三) 地租の排轉の例としてホツクが英國の例を擧げて居るが、或は此は次にいふ事實上の排轉の例とする方が適切かも知れない。ホツクに依ると、英國の地租は當初一六九六年には純所得の二割と測定されたのに、今日では(一八六三年頃)、純所得の平均五厘となつたほどで、其最重きメドフォードシアアにて三分にしか上らぬといふことである。³⁴⁾

33) Schäffle, a. a. O. S. 310.

34) Hock, a. a. O. S. 99.

(B) 事實上の排轉の場合——永い間不動なる地租の存する場合に、別に此地租が特に收益の増加を刺戟することなくとも、一般文化の進歩社會の發達によりて自ら其土地產物が増加し又其產物價格が騰貴して、前來の税が事實上一部排轉せられたと同になるといふこともある(註三三)。

(註三三)

マグナーは、課税せらるゝ權利主體の共力を以て、又は之なしに税源の收益の増加、土地產物の價格騰貴が、被税者にとりて、租税負擔の實際上の相對的減少、即ち租税の一部的排轉に導くといふて居る。³⁶⁾

(C) 租税消却、物上負擔³⁷⁾、又は租税不利の逆還元の場合——地租にありては此税の還元額だけ土地價格を低下せしむることによりて、新税採用又は増税當時の所有者の負擔にはなるの外ないが

(註三四)、其後に於て買収又は相續したる所有者は其土地を地租負擔の還元額だけ安き價值あるものとして繼承し、租税が其爲めに消却せられ、新所有者にては其拂ふ所の税の負擔を感ぜざるものと見らるゝ(註三五) 彼より見れば此地租の負擔が前の所有者に轉嫁したるにも齊しきことになり(註三六)、或は土地其ものに負擔せしめられたとも見られ、或は消却し盡されたとも見られ、少くとも新收得者としては負擔し居らずといはれ得る。或は極端な人になると、地租は最早、税に非ずとさへも考ふる(註三七)。併し此新收得者とても兎も角年々地租を納付することを避くるを得ぬから、然に際限なき彼等が、本來既に消却された筈の税、既に其投下資本の計算上除かれた筈の負擔をも、更らに機會だにあれば他人に轉嫁しやうと試み、そして其目的の達せらるゝ場合に

35) Wagner, a. a. O. S. 352.

36) Wagner, a. a. O. S. 352.

37) Bela Földes, a. a. O. S. 315. Gruntzel, a. a. O. S. 34. Schäffle, a. a. O. S. 312. Roscher, a. a. O. S. 197. Heckel, a. a. O. S. 177. Stamp, The fundamental principles of taxation. p. 132. Wagner, a. a. O. S. 345. 365.

は、此等の所有者が地租によりて眞實に於て負擔を被らないのみでなく、むしろ之を利用して不當利得さへ得るのだといふべきである。此の場合の存し得ることを見逃がすを得ぬ。此問題には其他説くべき多くのものを持つから、詳しくは再び爲めに説くであらう。

(註三四) ラツは之につき、土地を税の採用後初めて賣却する人が全き損失を被り、之を賣却せざる人は少くも其財産の價格及信用の減少したるを見るといひ、ホツクも、此が單に税採用當時の所有者及其相續人にさりてのみ税であつた爲し、ロビンソンも、還元された税の十分なる負擔は賣手に歸すべしといひ、グルンツェルは、地租は當時の所有者の損害に於て土地價値の減少に表はるゝを得と爲し、コンラードは、地租は現在の所有者に附着し止まる負擔であるを爲す。⁴⁰⁾

(註三五) ラツは、買手は税を負はされざることとなるを爲し、ホツクも、課税された土地の各の新しき取得者は、之を其負擔にて買取り、そして此負擔を價値から減却して計算し隨ふて、彼にさりては税が税たるべく止むといひ、ロビンソンも税が買價中に算入さるゝから、彼にさりては眞の負擔を示さぬといひ、コンラードも、假令直ちにといふには非ずとも、時の進みにより屢々所有を變更した後に、農業者が購入價格の計算によりて税を免ぜられることとなるといひ、チシアートも、斯くして新取得者は事實上全く税を拂はずといひ、ロツツも、新取得者は租税負擔を感じざることとなる。何となれば彼が租税義務ある物體の爲めに相當に安き價を拂ふこととなるからといひ、スタンプも、此が殆んど常に現在の持主にさりて沒收となり、凡べての將來の所有者が負擔から逃れしめられることとなるを爲し、グルンツェルも、此土地などの次の買手(課税以後の)には何等の負擔が移されない。何ぞとなれば彼等は税の支拂はるべきことを知つて買入れ、其拂はんとする價格を其れだけ減少することとなるからとなす。ワグナーも亦た、新取得者は最早過重負擔とならぬ。何となれば其購買及相續に於て資本價値の新調整が生ずるからといふて居る。⁴¹⁾

(註三六) コンラードは夫の場合に先行者(前所有者)への轉家が生ずることとなるといひ、グルンツェルも、租税物體の買手

38) Heckel, a. a. O. S. 172. Schäffle, a. a. O. S. 321. Tischert, Die moderne staatliche Ertrags- und Einkommensbesteuerung, S. 8. 拙著租税研究、一卷 193.
39) Roscher, a. a. O. S. 197.
40) Rau, a. a. O. II. S. 23. Hock, a. a. O. S. 107. Robinson, l. c. p. 90. Grunzel, a. a. O. S. 34. Conrad, a. a. O. S. 21.

が税の資本價值を價格から控除し、之によつて賣手の負擔に於て自ら負擔を免るゝものと爲す。⁴²⁾

(註三七) スタンプは、二十年許前に、財産の附設なる種類のものへの負擔が問題となつたときに、私は或高買者が其意見として、地租は最早全く税でないといふことを證言したことを記憶すといふて居る。⁴³⁾

結 論

以上要之、地租の如く比較的轉嫁の行はれぬものと見らるゝものでも、尙且つ少くとも現代の交通經濟の下に、轉嫁が行はれ、爲めに土地所有者に其土地收益につき課税せんとする目的の到達し難き場合が少くない。そして其の轉嫁される所の行先も、土地産物の消費者とか、小作人借地人借屋人といふ如き其土地と密接な干係にあるものゝみでなく、一般貨物の消費者や、一般營業者特に奢侈營業者や、労働者や、更らには非人格的なる國民經濟や、土地其ものやへ移さるゝことある所である。此租税轉嫁の興味あることは之によりても知らるゝが、同時に其れだけ公正課税原則の適合といふことに於て遺憾なるものゝ存することを看過してはならぬ。

41) Rau, a. a. O. II. S. 22-3. Robinson, 1. c. p. 90. Hock, a. a. O. S. 107. Conrad, a. a. O. S. 21. Tischert, a. a. O. S. 8. Lotz, a. a. O. S. 221. Stamp, 1. c. p. 132. Dalton, 1. c. p. 69. Wagner, a. a. O. S. 345.
 42) Courad, a. a. O. S. 21. Gruntzel, a. a. O. S. 34.
 43) Stamp, 1. c. p. 134.